

成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会

1 開催日時

平成27年3月6日（金） 14:00～14:50

2 開催場所

成田市役所 3階 第2応接室

3 出席者

(委員)

青木部会長、太田委員、鈴木委員、眞鍋委員、永田委員、石川（洋）委員、石川（絹）委員

(事務局)

健康子ども部高木部長、福祉部金崎部長、社会福祉課高田課長、教育指導課田口指導主事、健康増進課川瀬課長、保育課伊藤課長、保育課菱木課長補佐、保育課有坂主査、保育課北野主査、子育て支援課宮崎課長、子育て支援課椿課長補佐、子育て支援課高橋主幹、子育て支援課稲阪主査

4 議題

- (1) 成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）
- (2) 小規模保育事業の認可について
- (3) 利用定員の設定について

5 議事

1. 開会
2. 部会長あいさつ
3. 議題

部会長：議題（1）の成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）についてであります。本計画が保健福祉審議会に諮問されまして、その答申内容の審議を当部会に委任を受けましたので、前回2月4日の部会の際に委員の皆様からご意見をいただきました。その意見を基に作成した、答申案についてご審議いただきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1について説明

部会長：前回はいろいろなミッションがありましたが、今回は簡潔になっています。何か気が付いたことがあれば、お話しいただければと思います。計画書に、この答申は付くのですか。

事務局：計画書の中に、最終的にはこの答申が入るようになります。

部会長：要するに、このような形で実行してくださいというような、こちらの意思の表明ということになるのでしょうか。

委員：大事なことが簡潔にまとめられていて、いいと思います。

部会長：「毎年度の進捗状況を把握し」というのは、あくまでも実行する側が進捗状況を把握したうえでそれを実施してくださいという、こちらの要望ですね。

事務局：そうです。前の次世代行動計画では数値目標があって、それに対して毎年どのような状況かを審議会で報告していました。進捗状況の検証の仕方は今後検討しますが、いずれにしても、毎年、事業成果を検証する作業をやることになります。

部会長：その他になければ、議題（１）成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）は、原案どおり承認することでご異議はありますか。

（異議なし）

部会長：それでは、これを承認することといたします。

事務局：今まで皆様方に事業計画について審議していただきましたが、完成形については、この事業計画のうしろに資料編ということで、諮問と答申の文書を記載します。なお、保健福祉審議会設置条例、それから本部会について、さらに各委員さんのお名前を、計画書の資料編に記載させていただく予定ですので、ご了承ください。

部会長：補足説明がありましたが、承認という形で進めます。それでは、議題

(2) 小規模保育事業の認可について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料2について説明

部会長：「小規模保育事業A型」とありますが、これは種類があるのですか。

事務局：A、B、C型の3種類あります。A型は認可保育所の分園型と呼ばれるもので、基準は保育所に近く、従事者は基本的に全員保育士で、設備も認可保育園と同じになります。また、小規模保育の定員は6人～19人までですが、C型は6人～10人と家庭的保育に近く、保育士資格のない家庭的保育者といわれる方でも保育ができます。その中間に位置するのがB型で、保育従事者のうち保育士資格保有者は2分の1でいいという決まりになっています。小規模保育は、現状行われているさまざまな事業形態から移行ができるように、A～Cの類型が用意されています。

部会長：保育士や、それに準ずる方が見る人数は決まっているのですか。

事務局：0歳児であれば、保育者1人で3人までと、基本的には同じです。

部会長：すると、あくまでも保育士などの人数によって、子どもの人数が決まるわけですが、保育スペース等については要件があるのですか。

事務局：小規模の場合、もともとの定員の上限がA、B型は19名と決まっており、それに合わせたスペースと職員の配置となります。

委員：今朝、無認可の託児所で赤ちゃんをしばって死なせてしまったニュースが出ていました。法人化しているところは別として、現在無認可の施設は、設置基準はクリアできるかもしれませんが、保育の質をどう維持するかというと、社会福祉法人や学校法人のような検査がありません。例えば、職員の虐待があったり、衛生面の不備で病気が出たりなどの問題があるかもしれません。この計画を効果的に推進するために、利用者の満足度が1つの評価になると思いますが、今後、市としてはどういうチェックを入れるのですか。

事務局：外部評価や指導監督については、昨年ご審議いただいた運営基準に関する条例で定められています。これは児童福祉法に基づいており、児童福祉法と子ども・子育て支援法、それぞれの条文の中で市の指導監督についての立場が位置づけられています。具体的にどういう形で中に入っていくかは検討しなくてははいませんが、条例等に基づいて市として指導監督をしていくことは間違いありません。

部会長：新しい制度に向けての内容ですから、分からないことがあったらどんどん聞いてください。その他、何か補足することはありますか。

事務局：小規模保育事業所については市の指導監督となりますが、保育の仕方の情報共有なども必要です。保育の給付は保育課で行うようになったので、月々の給付だけではなく、保育内容のチェックというか、支援という形で深く関わって、こちらからも情報提供して、保育内容の向上に努めていきます。

委員：成田市の認可という看板を出すわけですから、支援というか指導ですよ。

事務局：条例上の指導監督は子育て支援課が行い、通常の保育情報支援、運営の支援は、保育課が携わっていきます。

事務局：指導監督の関係で追加ですが、こちらの3施設については認可外保育施設の指導監督基準を満たした場合に適用される特例等も受けていますので、県が年に1回立ち入り調査をします。市の職員も同行して、その際の指導監督により運営の改善を図っていくという状況になっています。

部会長：確かに、認可したときはよくても、そのあとはどうだか分からないというのが一番の問題でしょう。そういうところで、他に何かありますか。

委員：私立保育園の受け入れが少し厳しくなってきたので、待機児童が増えるかもしれません。小規模の保育園ができて、待機児童が少しでも減ればいいと思っています。市の方できちんご指導していただければいいと思います。

部会長：具体的には、これから検討が始まるということになるのですか。

事務局：まだ施設に関しての申請手続きが始まったばかりですので、中身については、今後審査をしていくこととなります。

委員：先ほど親の満足度が重要という話がありましたが、親からすると、全然保育園に入れたい状況の中で、やっと入れた園に対して意見を言いくかたりもします。そういう状況があった場合は、結構無理して吸い上げないと、そういう状況確認ができないと思うので、念押ししてお願いしたいと思います。

委員：往々にして、そういうことはあり得ます。お子さんを預かってやっているという上から目線で、そうすると、何かあって親が気付いても言えなかったりします。今回は認可事業ですから、きちんとチェックしていただきたいです。

部会長：「小規模保育事業の認可について」は、いろいろご意見がありましたので、そういったことも踏まえながら適切に進めていただければと思います。
では、議題（3）利用定員の設定について、説明をお願いします。

事務局：資料3について説明

部会長：説明に対して、何か質問はありますか。

委員：この表で分からないのですが、例えば、1号認定を受けた子は大栄幼稚園しか行けないということですか。

事務局：現時点では、私立幼稚園は私学助成を受けて従前のおり運営をするため、このグループには入ってきません。手続き的には、施設型給付に移行している私立幼稚園にお子さんが入園した場合、自動的にその子が1号認定になるという仕組みです。大栄幼稚園に通うおさんは1号認定ですし、それ以外の市内の幼稚園に通うおさんは、現状では認定を受けないということになります。

委員：今はいいですが、今後の受け皿として、1号認定が発生した場合のことは考えなくていいのですか。

事務局：施設型給付に移行する私立幼稚園が生じた場合は、そこに通うお子さんが1号認定となり、その時点でこの表に載ることになります。このグループに入るのであれば、今後は、幼稚園各自の入園試験による入園という事ではなく、市との利用調整もやっていただくことになります。

委員：認定こども園というのは、成田市ではどういう計画になっているのですか。

事務局：計画書にもありますが、民間事業者による認定こども園2園が計画されています。

委員：具体的に、いつからできるとかは決まっていますか。

事務局：現在、協議中ということで、29年度を目途に考えています。

事務局：相手があることですので場所や名前は出せませんが、協議は進んでいます。

委員：分かりました。それを期待して待っている人は多いと思います。

委員：部会の資料として小規模保育が出ているので、ここだけの話で結構ですから、こういう申請者を予定している、くらいはいただけるとありがたいです。

事務局：計画には2つ入れていて、その内容は議会にもお知らせしていません。

委員：そうすると、27年4月スタートということは、まずないわけですね。

事務局：それはないです。着工の段になりますと、市の予算が関係しますので、どこにどういうものが建設されるという情報は公開されます。

部会長：その他は、よろしいですか。

委員：この3園の小規模保育園は、ひまわりは5月、他は4月1日から開始するんですね。ということは、内容もすべて承知していらっしゃるということですね。

事務局：まだ手続き中で、すべてが確定ではないですが、準備は進んでいます。

委員：この小規模保育事業の認可というのは、一般ユーザーが見たときに、今回の新法に対する認可事業だと分かるような、例えばシールとかがありますか。

事務局：市として認可をしましたという形で、事業者に対しては認可証が交付されます。認可保育園と同様に、成田市を通した利用あっせんとなりますので、当然市の基準の中でということはお知らせします。また、小規模保育所に限らず、認可保育園や事業所内保育も、今まで情報公開が進んでいなかったという反省も踏まえて、定員や職員の経験年数などの情報を常に掲示することになっています。

委員：認可保育園は社会福祉法人や学校法人などの経営で、一般ユーザーはきちんとしたところがやっていると分かるのです。ただ、無認可だと今までは分からなかったもので、成田市認可事業かどうか、利用者の立場では大事になってきます。答申の最後に「本計画の趣旨や理念が、市民に浸透するよう」とあります。誰が見ても、これは新制度の小規模認可事業だと分かるように、ステッカーでも、看板でも、そういうものがあるのかという質問です。

事務局：外から見たときのということで、現在、具体案はありませんが、今後、検討したいと思います。

委員：申請をしない無認可の託児所等と、今回の事業で認可を受けるところは明らかに違うわけで、そこは差別化をしないといけないと思います。利用するお母さん方が、成田市の認可を受けていて安心して預けられるという指標にするわけで、やはり必要だと思います。

事務局：市のホームページや広報でのお知らせは、当然行います。

事務局：委員がおっしゃっているのは、施設の玄関先なりに、認可施設という表示があれば利用する方が分かりやすいというご意見でよろしいですね。

委員：他の自治体では、子育て支援事業認定対象施設章等の表示に取り組んでいるところもあるようで、その表示があれば、利用する側が安心できるのです。昔、幼稚園にいろいろな問題があった時代があったのですが、みんなこぞって学校法人になりました。そうすると、この幼稚園はしっかり学校法人格を取っているというのが、ユーザー側の1つの安心材料になります。これからの時代、そういうことも必要な気がします。

部会長：言われてみれば当たり前のことで、そういう表示があることによりどのような施設なのかがわかりやすくなると思います。

委員：実際に利用される方が、その施設はどういう施設だというのが分かる指標が大事だと思います。「うなりくん」のマークの間に、子育て支援事業何とか認定と小さくつけるだけでいいのです。

部会長：今の意見が結論になったようですね。これからいろいろな検討が始まると思いますが、できるだけ知らしめるという意味では、何か分かりやすいマークでもつけていただけるといいと思います。他にご意見がなければ、議題はこれで終了したいと思います。

事務局：貴重なご意見をいただきありがとうございました。会議の冒頭にありましたとおり、本部会は今回で終了となります。事業計画の策定に当たりましては、委員の皆様のご理解、ご協力をいただきありがとうございました。

4. 閉会

6 傍聴

傍聴者

なし